

Title	人身傷害補償保険に関する一考察
Author(s)	山下, 典孝
Citation	阪大法学. 2011, 61(3,4), p. 139-154
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55254">https://doi.org/10.18910/55254</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 人身傷害補償保険に関する一考察

山下典孝

## 一．本稿の目的

人身傷害補償保険契約は被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者等が被る損害に対して、約定された損害算定基準（人身傷害条項損害算定基準）に基づき積算された損害額がてん補される保険契約である。人身傷害補償保険契約では、自損事故の場合や、自動車事故において過失によって相手方に損害の全額を請求できない場合、自己で加入している人身傷害補償保険契約によって、損害をてん補するものである。実損てん補型傷害保険契約の一つとされていた<sup>(1)</sup>。

人身傷害補償保険契約においては、保険者の請求権代位が認められており、保険者が被保険者に人身傷害補償保険金を支払った場合、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権の一部を保険者が代位取得できる可能性が認められている。もっとも、加害者に人身傷害補償保険の支払基準以上の損害賠償額を請求できると考えられる場合を想定し、過失相殺減額に相当する部分のみについて保険金請求するときには、保険者は代位しないこととされている<sup>(2)</sup>。

これらの見解によれば人身傷害補償保険契約は、保険法においては、傷害疾病損害保険契約（保険法二条七号）と位置付けられる。<sup>3)</sup>これに対し、人身傷害補償保険契約の本質を保険法における典型契約としての傷害疾病損害保険契約ではなく、非典型契約としての不定額給付型傷害保険契約と解する見解や、実損・定額組み合わせ保険と解する見解も唱えられている。<sup>4)</sup>

人身傷害補償保険契約に関する法的問題については、周知の通り、加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起する前に、人身傷害補償保険契約によって被保険者が保険金の支払いを受け、保険者が加害者に対する損害賠償請求権の一部を代位取得することとなった場合、被保険者がこれによって加害者に対して有する損害賠償請求権を喪失することとなる範囲の基準を巡って、判例学説上争いが見られる。後述するように、判例学説の趨勢は、訴訟基準差額説の立場が採られている。

訴訟基準差額説に対しては、人傷保険会社に対する保険金請求を先に行った場合（人傷先行事例）と加害者に対する損害賠償請求を先に行った場合（損害賠償先行事例）とで、被害者が最終的に受け取る受領総額が、損害賠償先行事例が人傷先行事例よりも少なくなる点の不都合が指摘されていた。現行の約款ではこの点について、一定の要件の下で被保険者に不利とならないよう約款上の手当がなされている。<sup>5)</sup>このことは、実務においても訴訟基準差額説を前提に人身傷害補償保険契約を運営することを約款上認めたものと考えられなくもない。そうになると、今後は、訴訟基準差額説を前提にそこから派生する法的問題を検討しなければならないものと考えられる。

本稿は、訴訟基準差額説を前提に、被保険者から加害者に対する損害賠償請求権を代位取得した人身傷害補償保険契約（以下、「人傷保険契約」という。）の当事者である保険者（以下、「人傷引受保険会社」という。）が加害者に対して求償請求をする際の法的諸問題を中心に検討を行うことを目的とするものである。

## 二、人傷引受保険会社の代位請求の範囲を巡る判例学説の状況

人傷引受保険会社の代位請求権の範囲を巡っては、大きく分けて三つの見解に分けられる。

第一の見解は、保険者はその支払額相当額まで代位が認められると解するものである（「絶対説」「保険者優位説」と称される）。この見解によれば、保険者は被保険者に支払った人傷保険金に相当する金額について、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、被保険者は加害者に対してその残額について損害賠償請求権を行使することができる。第二の見解として、平成二〇年改正前商法六三六条の比例按分原則に従い、保険者が支払った人傷保険金のうち、被害者過失割合部分は保険者が負担し、加害者過失割合部分に相当する金額の代位取得を認めるとするものである（「比例按分説」と称される）。第三の見解としては、被保険者が保険金受領後も未だん補損害がある場合には、まず被保険者が優先的に加害者に対して損害賠償請求権を行使でき、被保険者の損害がてん補された後になお加害者に対する請求権が残っているときには、その残額について保険者は代位取得できるとするものである。この見解はさらに被保険者がてん補するべき「損害」をめぐる、人傷保険の人身傷害条項損害額基準により積算された損害額を基準とする見解（「人傷基準差額説」と称されている）と、損害賠償請求訴訟により認定された損害額を基準とする見解（「訴訟基準差額説」と称されている）との対立がある。

学説等における多数説は、後述の裁判例と同様に訴訟基準差額説の立場を支持する。<sup>6)</sup>

下級審裁判例においては、比例按分説を採用した①神戸地判平成一六年七月七日交民集三七卷四号八九五頁、

②神戸地姫路支判平成一九年二月二日交民集四一巻五号一一〇七頁、③大阪高判平成一九年九月二〇日交民集四一巻五号一一三九頁（但し）、②③共に加害者に対する損害賠償請求権から過失割合前の人傷引受保険会社が支

払った傷害保険金額を控除しているので、比例按分説とは異なる点がある）、④福岡地判平成二〇年六月五日交民四一卷三号六九八頁、人傷基準差額説を採用した⑤大阪地判平成一八年六月二二日判タ一二二八号二九二頁、訴訟基準差額説を採用した⑥東京地判平成一九年二月二三日判タ一二三三号二二八頁、⑦名古屋地判平成一九年一月一六日保険毎日新聞平成二〇年四月二二日、⑧大阪地判平成一九年二月一〇日判タ一二七四号二〇〇頁、⑨東京高判平成二〇年三月二三日判時二〇〇四号一四三頁、⑩大阪地判平成二二年一月二三日交民四二卷一號一頁、⑪大阪地判平成二二年二月一六日交民集四二卷一號一五四頁、⑫神戸地判平成二二年四月二七日交民集四二卷二號五八三頁、等があり、近時の下級審裁判例の多くは、学説同様に、訴訟基準差額説の立場を採用する傾向にある。

最三小判平成二〇年一〇月七日判時二〇三三號一一九頁は、「訴外保険会社が代位取得する限度で上告人は上記損害賠償請求権を失うことになるのであって、本件傷害保険金の支払によって直ちに本件傷害保険金の金額に相当する本件損害賠償請求権が消滅することにはならない」と判示しているとおり、絶対説の立場を明確に否定したのとも考えられる。しかし、当該事案の特殊な事情等から、最高裁は、人傷保険給付に關し、損益相殺を適用するという形で重複填補を処理するという原審判決の誤りを指摘したに過ぎないと評価されている<sup>7)</sup>。

一般に用いられている人傷保険における代位文言によれば差額説によるものと考えざる得ず<sup>8)</sup>、少なくとも保険法の適用を受ける現行の約款の解釈においては、差額説の立場によらなければならない。すなわち、保険法二五条が被保険者の利益を保護する趣旨から差額説の立場を採用し、損害額の一部について保険給付がなされなるときは、その権利のうち損害額の残部を超える部分を保険者が代位取得する旨規定する。保険法二五条は片面的強行規定とされ保険契約者又は被保険者の利益に反する約款条項を設けても当該条項は無効とされる（保険法二六条）ことか

ら、人傷基準差額説か訴訟基準差額説のいずれかの立場が支持されることになる。<sup>(9)</sup> 平均的な顧客の期待等を考えれば、訴訟基準差額説が支持されるものと考えられる。訴訟基準差額説を採用した場合の実務上の問題点は指摘されているが、この方向性を変えることは難しいものと考えられる。

### 三．求償権行使に関する解釈問題

#### 1 求償権行使に関する問題

人傷保険契約に基づく人傷引受保険会社が被保険者に保険金を支払うと同時に、人傷引受保険会社は被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権を一定の範囲で取得することが認められている。人傷引受保険会社が加害者に対して代位取得した損害賠償請求権を求償請求する場合の時効に関して、訴訟基準差額説の実務上の困難性の一つとして問題が指摘されている。<sup>(11)</sup> すなわち、① 訴訟基準差額説によると、人傷先払事例において、人傷引受保険会社は、被害者加害者間の損害賠償請求訴訟が終了するまで代位請求額が確定できず、訴訟の推移を見守っていること、求償債権が消滅時効にかかるおそれが生じること、② これを回避するために、支払保険金全額を請求することをすれば、先述の絶対説によって実務を運用しているという誤解を与えることになること、③ 人傷引受保険会社が補助参加することを考えた場合に、被害者過失の大小により必ずしも被保険者と利害が一致しないこと、が指摘されている。<sup>(12)</sup>

#### 2 求償債権と消滅時効を巡る旧来の状況

保険者が代位取得する権利は、被害者（被保険者）の加害者に対する損害賠償請求権それ自体であり、代位の事

実が生じても、被代位債権についての消滅時効や時効期間に何らの消長を来すものではなく、その理由として、債権の同一性を失うことなく主体だけを変更することを本質とする点において、債権譲渡と何ら異なるものではないことを挙げる見解が示されている。<sup>13)</sup>

下級審の裁判例においても同様な立場のものがある。すなわち、保険者が、交通事故により被保険車両の修理費相当額の損害を被った被保険者に車両保険金の支払いをしたことに伴い、平成二〇年改正前商法六六二条により被保険者の加害者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権を取得したとして、加害者に対して求償金請求をした事案である福岡高判平成一〇年六月五日判タ一〇一〇号二七八頁は、「保険者は、保険給付の時点で、被保険者である被害者の加害者に対する損害賠償請求権をその実体法上の権利の性質を変更することなく当然に承継取得するのであって、代位取得される権利は、被害者の加害者に対する損害賠償請求権にはかならないから、代位の実実が介在しても、被代位債権である損害賠償請求権についての消滅時効の起算点や時効期間に何らの消長を来すものはないと解される。」とする。

さらに、人傷保険金の支払いを行った人傷引受保険会社が被保険者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得した後に加害者に対し求償金請求した事案である東京高判平成二〇年五月二九日 LEX/DB 文献番号25470108は、人身傷害保険の性質上、ある程度過失割合の見通しを付けてからではないと現実的には訴えの提起をすることができないとする人傷引受保険会社の主張に対し、「当時、保険実務上も裁判実務上も必ずしも被控訴人主張のいわゆる差額説で確定する状況にはなかったものであり、いわゆる絶対説に立てば権利行使を妨げる事情とはおよそ考えられないことに加え、そもそも、そうした事情があるとしても、被害者において損害及び加害者を知った時から消滅時効が進行するとされているのに、なにゆえ被害者でない被控訴人の事情によってその起算点が左右されるという

の不明であって、この主張は失当といわざるを得ない。」として、被害者において加害者に対する損害賠償請求を行える時を人傷引受保険会社が加害者に対して有する求償債権における時効の起算点と考えるものがある。

### 3 人傷保険の特色からのアプローチ

前掲・東京高判平成二〇年五月二九日は、人身傷害補償保険の特色を考慮して、求償債権の消滅時効に関して検討を加えているとは思われない。

請求権代位の要件は、① 保険者が損害てん補義務を負うこと、② 保険者が損害てん補義務を履行したこと、③ 被保険者が当該損害に関して、第三者（他人）に対して権利（主として損害賠償請求権、場合によっては求償権）を有すること、であると解されている。<sup>(15)</sup>

人傷保険契約に基づく保険金においては、被保険者過失部分に相当する箇所を保険者は代位請求しないこととされており、残りの部分について、被保険者の利益を害しない限りで、保険者は加害者に対して求償権を行使できることとなる。このような人傷保険契約の特色から考えれば、請求権代位の要件である②の保険者が損害てん補義務を履行したといえるか否かは、人傷引受保険会社が被保険者に保険金を支払った段階では未確定である。具体的に、被保険者の総損害額及び過失割合が被保険者加害者間で確定し、人傷引受保険会社によって被保険者が確定的に損害のてん補を受けたことにならない限りは②の要件は充足しておらず、請求権代位の効果は発生していないと解することになる。

人傷保険契約の場合においては、被保険者の総損害額及び過失割合が被保険者加害者間で確定し、人傷引受保険会社によって被保険者が確定的に損害のてん補を受けたときに、請求権代位の効果が発生するものと考えられる。

#### 四・人傷保険契約と時効の起算点

##### 1 時効の起算点

消滅時効の起算点は「権利を行使することができる時」（民法一六六条一項）であり、権利を行使し得る期限の未到来とか、条件の未成就のような権利行使についての法律上の障碍がない状態をさすものと解されている。<sup>16</sup>

法律上の障碍の有無の判断基準は、① 権利者の主張と矛盾するために客観的にみて権利を行使することが極めて困難であること、又は、② 権利行使ができない特殊な事実があることを必要とするものと考えられており、単に権利者が権利を行使できる時期を知り得ない、という主観的な事情によって消滅時効の進行を妨げるものではないと解されている。<sup>17</sup>

生命保険契約における死亡保険金請求権の消滅時効に関して争われた最一小判平成一五年二月一日民集五七卷一一号二二九六頁<sup>18</sup>は、「本件消滅時効にも適用される民法一六六条一項が、消滅時効の起算点を『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』と定めており、単にその権利の行使について法律上の障碍がないというだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実期待することができるようになった時から消滅時効が進行するというのが同項の規定の趣旨であること……にかんがみると、本件約款が本件消滅時効の起算点について上記のように定めているのは、本件各保険契約に基づく保険金請求権は、支払事由（被保険者の死亡）が発生すれば、通常、その時からの権利行使が期待できると解されることによるものであって、当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実期待できないような特段の事情の存する場合についてまでも、上記支払事由発生の時をもって本件消滅時効の起算点とする趣旨ではないと解するのが相当である。そして、本件約款は、このような特段の事情の存する場

合には、その権利行使が現実に期待することができるようになった時以降において消滅時効が進行する趣旨と解すべきである。」と判示する。

前掲・最三小判平成二〇年一〇月七日は、「前記事実関係によれば、本件保険契約においては、本件保険契約に基づく保険金を支払った訴外保険会社は同保険金を受領した者が他人に対して有する損害賠償請求権を取得する旨のいわゆる代位に関する約定があるというのであるから、訴外保険会社は、本件傷害保険金の支払によって、原告人の被上告人Y」に対する損害賠償請求権（以下「本件損害賠償請求権」という。）の一部を代位取得する可能性があり、訴外保険会社が代位取得する限度で原告人は上記損害賠償請求権を失うことになるのであって、本件傷害保険金の支払によって直ちに本件傷害保険金の金額に相当する本件損害賠償請求権が消滅するということにはならない。そして、原審が確定した前記事実関係からは、本件傷害補償条項を含めて本件保険契約の具体的内容等が明らかではないので、上記の代位の成否及びその範囲について確定することができず、訴外保険会社が本件傷害保険金の金額に相当する本件損害賠償請求権を当然に代位取得するものと認めることもできない」と判示する。すなわち、最高裁判決は、人傷保険契約における人傷引受保険会社が、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権について、人傷保険金を支払えば当然に代位取得するという考えは採っていないものと考えられる。

人傷保険契約における人傷引受保険会社が、加害者に対して、求償権を行使する場合も、先に説明した通り、学説及び裁判例の多数が主張する訴訟基準差額説によれば、被保険者の総損害額及び過失割合が被保険者加害者間の損害賠償請求訴訟において確定した後、人傷引受保険会社の求償の可否及び求償できる場合の具体的な求償額が決まることとなる。そうになると、被害者において加害者に対する賠償請求することが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知った時を、人傷引受保険会社の求償債権の時効の起算点と考えることはで

きない。

人傷保険契約における請求権代位の効果が生じるのは被保険者の総損害額及び過失割合が、被保険者加害者間で確定した時と考えられることから、求償債権の時効の起算点も、そこから考えることが理論的にも合致するものと考えられる。

前掲・東京高判平成二〇年五月二十九日においては、被害者において加害者に対する損害賠償請求を行える時を求償債権における時効の起算点と考えているが、この判決が下された時期は、人傷保険における代位請求に関して、絶対的取扱いについても何ら疑問なく受け入れられる余地があり、かつ裁判所の立場も不明確な時期のものであり、少なくとも差額説を採用して検討を加えたものではなく、参考となるものではない。

人傷引受保険会社が、加害者に対して求償を行えるのは、被害者加害者間において訴訟に至ったケースにおいては、被保険者の総損害額及び過失割合が、被保険者加害者間で確定した時であり、この時が、権利行使が現実に期待することができるようになった時と解すべきである。

このように解しなければ、人傷引受保険会社は、被保険者である被害者に対して人傷保険契約に基づく保険給付を行った場合、求償権を確保するために、加害者に対して支払保険金全額を基に求償権の行使をせざるを得ないことになる。このような考え方は、先述の絶対的取扱いの考え方を採用したものと誤解を生じることとなる。<sup>19)</sup>

学説及び裁判例の多くが訴訟基準差額説の立場によっていること、保険法二五条で差額説が採用され、それを片面的強行規定とした法の趣旨を考慮した実務対応が望まれることから、人傷引受保険会社が加害者又は加害者加人保険会社に対して求償権を行使できるのは、被保険者の総損害額及び過失割合が、被保険者加害者間で確定した時と解せざるを得ない。そして、これは、前掲・最一小判平成一五年二月二一日で示された「権利行使が現実に

期待できないような特段の事情の存する場合」に該当するものである。

学説及び多くの裁判例が訴訟基準差額説を採用している状況下においては、求償権の時効に関する問題も、そのことを前提に解釈することが合理的であり、訴訟基準差額説における実務上の困難性を解決する手段である。

もつとも私見に対しては、被保険者の総損害額及び過失割合が被保険者加害者間で確定した時とは具体的にいつか、この具体的な時期が不明確になりすぎないかという批判が考えられる。また被保険者は必ずしも加害者に対して損害賠償請求訴訟を提起するとも限らない。

この点に関しては、まず、被保険者が加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起しない場合には、そもそも、本稿の問題提起には該当せずに、原則に従い処理できる。

被保険者が加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起した場合には、その訴訟の推移をみて判断するしかない。また、民事訴訟とは別途に、先に刑事裁判において加害者の過失が争点とされていた場合、事故状況をめぐる刑事裁判での判断から被保険者の過失割合が一定程度合理的に推認されたときには、その時点を起算点とする考え方もあり得ると考える。

## 2 時効援用と信義則違反、権利濫用

仮に、消滅時効の起算点に関して私見が否定されるとしても、消滅時効の援用自体が信義則違反又は権利濫用に該当するのではないかと考える。

一般に時効制度の存在理由については、① 永続する事実状態を尊重することによる法律関係の安定、② 時間経過による立証上の困難の回避、③ 権利の上に眠る者は保護に値しないということにある、と解されている。<sup>20</sup> 人

傷引受保険会社は、絶対的な取扱を回避するために、被害者加害者間の損害賠償請求訴訟の推移を見守らざるを得ず、権利の上に眠るものではない。またこの場合に、時間の経過による立証上の困難の問題も生じることとは原則としてないものと考ええる。加えて、加害者は被保険者加害者間の損害賠償請求訴訟において、被保険者が人傷保険金の支払を受けていることを知っている。従って、被保険者の総損害額及び過失割合が被保険者加害者間で確定後に人傷引受保険会社から求償を受けても不意打ちにはならない。

請求権代位の存在意義については、① 被保険者の利得禁止、② 有責第三者（加害者）の免責阻止にあると解されている。<sup>21</sup> 請求権代位の制度意義からも、加害者が消滅時効を援用して、自らの損害賠償責任の一部の免脱を主張すること自体、信義則違反又は権利濫用として許されないと考える。

求償権の行使に関して絶対説的な誤解を回避し、被保険者加害者間の損害賠償請求訴訟の推移を見ていることは人傷引受保険会社の個別事情に過ぎないとして、加害者が消滅時効の援用において不利益を受けるのは合理性を持ち得えないというのは、余りにも実態に沿わない形式的判断であり、バランス感覚に欠ける考え方である。被保険者が死亡している場合や、重度の障害のため交通事故の状況を被保険者自身が主張立証できない場合において、加害者が過失の有無を争ったときなど、警察調査権を持ち得ない保険者に対して、被保険者の総損害額及び過失割合を判断して求償権を行使できると考えるのは余りにも無責任過ぎるようには考えられる。特に裁判所が訴訟基準差額説を支持することを前提とするのであれば、それを前提に派生する問題に関しても従来の考え方にとらわれることなく、柔軟に判断すべきものと考ええる。

五、結 語

以上、人傷引受保険会社の求償権の消滅時効に関する問題について検討を加えてきた。実際の実務においては、多くのケースでは、訴外で求償権を行使することによって過失相殺が確定しているというのが実態のようである。この場合の被保険者の総損害額は、特段の事情のない限り、対人賠償認定損害額Ⅱ人傷認定額を前提としているようである。

本稿で検討した問題以外に、訴訟基準差額説を前提とした実務上の問題が既に指摘されている。<sup>22)</sup>

人傷保険契約は、絶対説的な取扱で開発かつ運用がなされてきたものが、訴訟において訴訟基準差額説を支持する裁判例や学説が趨勢をなし、保険法の改正において差額説を前提に解釈する必要が出てきた。実務上の問題について整合的な解釈が難しい場合には、訴訟基準差額説を前提に約款改定を行い不備を改善するか、人傷保険契約においては代位請求権を行わない定額給付型の傷害疾病定額保険契約（保険法二条九号）にその法的性質自体を変更する等の対応も選択の余地として考える必要が出てくるのかも知れない。今後、残された課題について研究を継続することとしたい。

〔付記〕 本稿は、(財)学術振興野村基金（現・公益財団法人野村財団）二〇〇九年度（下期）研究プロジェクトによる研究助成の成果の一部である。

(1) 星野明雄「新型自動車保険TAP開発について」損害保険研究六一巻一号（一九九九年）一〇〇頁、西嶋梅治「人身傷害補償条項つき自動車保険の特色と問題点」損害保険研究六一巻一号（一九九九年）九頁、金澤理「プラチナ自動車保

險構想の提唱」損害保険研究六五卷三二四号（二〇〇四年）一六頁、肥塚肇雄「人身傷害補償保険契約と過失割合」『交通賠償論の新たな元』（判例タイムズ社、二〇〇七年）三三四頁、伊藤丈夫「人身傷害補償保険をめぐる若干の考察」法律のひろば五七卷一〇号（二〇〇四年）五九頁等。

(2) 星野・前掲注(1)一六頁。

(3) 山下典孝「人身傷害補償保険に基づく保険金の充当の問題」自保ジャーナル一八二〇号（二〇一〇年）三頁。

(4) 人身傷害補償保険契約の本質に関する各見解に関しては、赤津貞人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険車傷害条項」金澤理監修／大塚英明・児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』（ぎょうせい、二〇〇九年）四五九頁以下参照。人身傷害補償保険契約の法的性質をどう考えるかによって、被保険者が死亡した場合に、被保険者の相続人である保険金請求権者が、死亡した被保険者の相続財産に組み込まれた保険金請求権を承継取得すると考えることになるか、これに対して、保険金請求権を自己固有の権利として取得することになるのかの相違が出てくる。

この問題を検討するものとしては、山下（典）・前掲注(3)一頁以下、大塚英明「人身傷害補償の死亡保険金の帰趨」法律のひろば六四卷二号（二〇一一年）五四頁以下参照。

(5) 例えば、A社の約款では、賠償義務者からの損害賠償金の支払を先行した後に保険金請求権者が保険金を請求した場合であっても、賠償義務者との間で判決または裁判上の和解において損害の額が確定し、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、当会社は、その基準により算出された額を損害の額として、自己負担額の算定を行う旨の、見なし賠償額規定が設けられている。

(6) 桃崎剛「人身傷害補償保険をめぐる諸問題」判タ一二三六号（二〇〇七年）七一頁、石田清彦「判批」損保研究六九卷四号（二〇〇八年）一八九頁以下、村田敏一「判批」私法判例リマックス三六号（二〇〇八年）一〇九頁、山下友信「人身傷害補償保険の保険給付と請求権代位」保険学雑誌六〇〇号記念号（二〇〇八年）一三三頁、潘阿憲「人身傷害補償保険における請求権代位の範囲について」法学会雑誌（首都大学東京）四九卷二号（二〇〇九年）一八六頁以下、甘利公人「判批」判時二〇二四号（二〇〇九年）一九五頁、山本豊「判批」判タ一三〇五号（二〇〇九年）四三頁、山野嘉朗「判批」私法判例リマックス四〇号（二〇一〇年）一一三頁、堀切忠和「判批」法律のひろば六三卷三号（二〇一〇年）四八頁等。

- (7) 山野・前掲注(6)一一二頁、山本・前掲注(6)四二頁、(財)日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準二〇一〇(平成三二年)下巻』(財)日弁連交通事故相談センター東京支部、二〇一〇年)一一二頁等参照。
- (8) 村田・前掲注(6)一〇九頁参照。
- (9) 保険法は、人傷基準差額説、訴訟基準差額説のいずれからの立場を採用したものではないと解されている(嶋寺基『最新保険事情』(金融財務事情研究会、二〇一一年)一四五頁、一四六頁)。なお、保険法における解釈論に関しては、山本哲生「請求権代位における損害概念…人身傷害補償保険を契機として」吉原和志・山本哲生編『関俊彦先生古稀記念 変革期の企業法』(商事法務、二〇一二年)三二五頁以下参照。
- (10) 坂東司朗「判批」損保研究七〇巻三号(二〇〇八年)一五八頁参照。
- (11) 坂東・前掲注(10)一五八頁。もっとも③の点に関しては、保険者は独立して訴訟を提起すべき立場にあることを意味し、実際には独立当事者参加(民訴四七条)などで対応すべき点が指摘されている(山本(哲)・前掲注(9)三一頁)。
- (12) 坂東・前掲注(10)一五八頁。
- (13) 寶金敏明「各種保険・補償代位の問題点」判タ四六四号(一九八二年)五五頁。
- (14) 本件について、森實将人「判批」判タ一〇三六号(二〇〇〇年)二二四頁参照。
- (15) 鴻常夫編『註釈自動車保険約款(下)』(有斐閣、一九九五年)一六六頁(山下友信執筆)参照。
- (16) 最一小判昭和四九年二月二〇日民集二八卷一〇号二〇七二頁。
- (17) 最判昭和四五年七月二五日民集二四卷七号七七二頁、最一小判平成六年二月三日民集四八卷二号四四二頁、最一小判平成八年三月五日民集五〇巻三号三八二頁等。
- (18) 当該判決については、森義之「判解」法曹五七巻九号(二〇〇五年)三一五頁以下参照。
- (19) 坂東・前掲注(10)一五八頁。
- (20) 遠藤浩編『基本法コンメンタール民法総則(第五版)』(日本評論社、二〇〇五年)二三九頁(内池慶四郎執筆)、内池慶四郎『消滅時効法の原理と歴史的課題』(成文堂、一九九三年)一六頁、埼玉弁護士会編『見時時効の法律と実務』(ぎょうせい、一九九五年)三頁以下、草野元巳「生命保険契約における保険金請求権と消滅時効の進行(上)」判時一

九八五号（二〇〇八年）九頁等。

(21) 岡田豊基『請求権代位の法理』（日本評論社、二〇〇七年）一一頁参照。

(22) 古笛恵子「人身傷害保険をめぐる実務上の問題点」訴訟基準差額説のその後」日本保険学会関東部会報告会（二〇一一年六月四日開催）を拝聴した（なお、ご報告に関して保険学雑誌に掲載されるか否かは不明である）。人傷引受保険会社による自賠償保険金の回収に関する問題については、山下典孝「判批」損害保険研究七三巻二号（二〇一一年）一八五頁以下参照、また被保険者が加害者に対する損害賠償請求訴訟をおこなった場合にその訴訟費用等が人傷保険金の対象となるかという問題については、佐野誠「批判」福岡大學法學論叢五四巻一号（二〇〇九年）一五三頁以下（もともとこの点は、約款で既に手当がなされており、含めないことが条項で明確にされている）参照。加えて、無保険車傷害保険の支払を受けた被保険者が、過失相殺部分の損害額を人傷保険でてん補請求できるかという問題があるが、前掲・大阪地判平成二二年二月一六日は否定する。人身傷害補償保険と無保険車傷害保険との調整条項の文言や各保険契約がファースト・パーティーの保険である点などを考えれば、否定的に解するべきと考える。